

協力医療機関に関する協定書

(指定障害者支援施設等参考例)

〇〇（指定障害者支援施設等の設置者名）（以下「甲」という。）と〇〇（医療機関の設置者名）（以下「乙」という。）は、甲が設置経営する□□（指定障害者支援施設等名）と乙が設置経営する□□（医療機関名）について、次のとおり協力医療機関に関する協定を締結する。

（協力医療機関）

第1条 乙が設置経営する□□（以下「病院（診療所）」という。）を甲が設置経営する□□（以下「施設」という。）の協力医療機関と定め、施設の入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、甲は乙に連絡をとり、これに対して乙は同入所者の病院（診療所）への入院を含め迅速に適切な対応をとるものとする。

2 前項により病院（診療所）に入院した施設の入所者について、乙が入院治療の必要がなくなったと判断した場合には、甲乙協議の上、甲は責任を持って速やかに退院に係る手続きを執るものとする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 前項の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が別段の意思表示をしなかったときは、この協定は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第3条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

住所 ○○○○○○○○○○○
甲 ○○○○○○○○○○○
代表者 理事長 ○○○○○○ 印

住所 ○○○○○○○○○○○
乙 ○○○○○○○○○○○
代表者 理事長 ○○○○○○ 印

注1 この協定書はあくまで参考例であり、形式並びに各条項の記載の内容及び方法等については、各施設及び医療機関の実情等に応じて作成してください。ただし、緊急時等に医療機関が入院を含めた適切な対応を行うことを確認したものでなければなりません。

注2 他の指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業所を設置経営している法人が、同一の医療機関と協定等を締結する場合は、合わせて協定書等を作成することも差し支えありません。

協力医療機関に関する協定書

(指定障害福祉サービス事業所参考例)

〇〇（指定障害福祉サービス事業所の設置者名）（以下「甲」という。）と〇〇（医療機関の設置者名）（以下「乙」という。）は、甲が設置経営する□□（指定障害福祉サービス事業所名）と乙が設置経営する□□（医療機関名）について、次のとおり協力医療機関に関する協定を締結する。

（協力医療機関）

第1条 乙が設置経営する□□（以下「病院（診療所）」という。）を甲が設置経営する□□（以下「事業所」という。）の協力医療機関と定め、事業所の利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、甲が乙に連絡をとり、これに対して乙は迅速に適切な対応をとるものとする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
2 前項の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が別段の意思表示をしなかったときは、この協定は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第3条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

住所 ○○○○○○○○○○○
甲 ○○○○○○○○○○○
代表者 理事長 ○○○○○○ 印

住所 ○○○○○○○○○○○
乙 ○○○○○○○○○○○
代表者 理事長 ○○○○○○ 印

注1 この協定書はあくまで参考例であり、形式並びに各条項の記載の内容及び方法等については、各事業所及び医療機関の実情等に応じて作成してください。ただし、緊急時等に医療機関が適切な対応を行うことを確認したものでなければなりません。

注2 他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等を設置経営している法人が、同一の医療機関と協定等を締結する場合は、合わせて協定書等を作成することも差し支えありません。